

## 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

資料1-1

### 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

#### 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

#### 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

#### 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

### 改正の概要

#### 1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

## 改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

### 第一種施設

#### ○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年  
7月1日  
施行

上記以外の施設\*

### 第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道

- ・国会、裁判所等

\* 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

#### 【経過措置】

既存の経営規模の  
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

#### ○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



#### ○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能喫煙可能(※)



- ※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、
- ① 喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
  - ② 客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

2020年  
4月1日  
施行

喫煙を主目的とする施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店

### 喫煙目的施設

- ・公衆喫煙所

#### ○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

#### ○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。

子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年  
1月24日  
施行

## 改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）の施行期日は2019年7月1日とする。

2018年	2019年		2020年		
7月25日	1月24日	7月1日	9月（ラグビーW杯）	4月	7月（東京オリパラ）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     法律公布                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                         一部施行①（国及び地方公共団体の責務等）                          （公布後6ヶ月以内で政令で定める日）                     </div>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                         一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）                          （公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日）                     </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                         全面施行（上記以外の施設等）                          2020年4月1日                     </div>	

## 受動喫煙対策の取組について(2019年度～)

資料1-2

### ○改正法の周知

健康市民おかやま21推進宣言に宣言書のひな形を作成し宣言を促す  
～受動喫煙防止(全面禁煙)版～



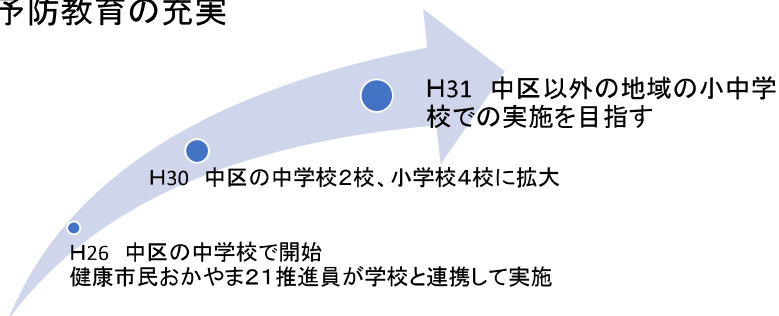
既存特定飲食提供施設が、喫煙可能室を設置しない選択をすることを支援



受動喫煙の機会が多い、飲食店を主に支援

対象	周知する点	支援の対象施設	具体的な支援	結果
施設の管理権原者	原則禁煙と喫煙室等の設置	⇒ 禁煙を選択する施設を支援	禁煙周知のステッカーなどの配布、禁煙宣言した施設のPR	⇒ 全ての市民の受動喫煙を防ぐ
	表示と施設利用者への周知の実施	⇒ 喫煙専用室等を設置する施設を支援	喫煙専用室などのステッカーなどの配布	⇒ 望まない市民の受動喫煙を防ぐ
市民	原則禁煙と喫煙室等のルール		普及啓発のための広報活動、健康教育の実施	
	喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮の義務			

### ○喫煙予防教育の充実



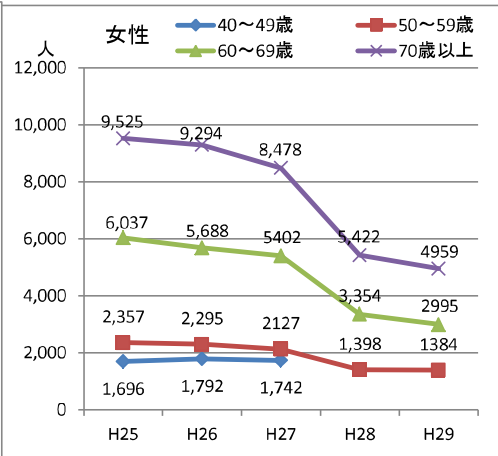
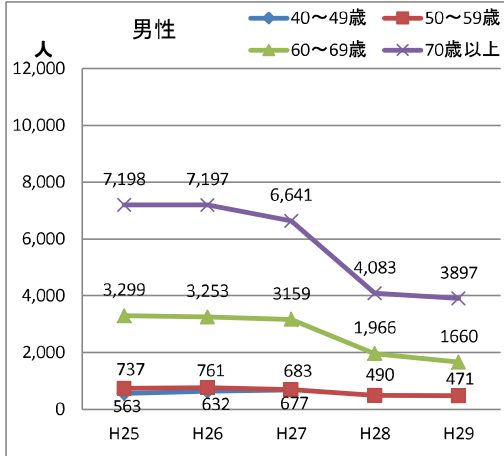
# 岡山市がん検診のまとめ

資料2-1

## ●胃がん検診

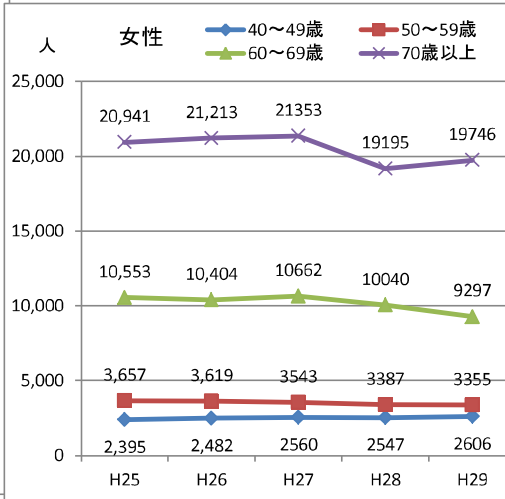
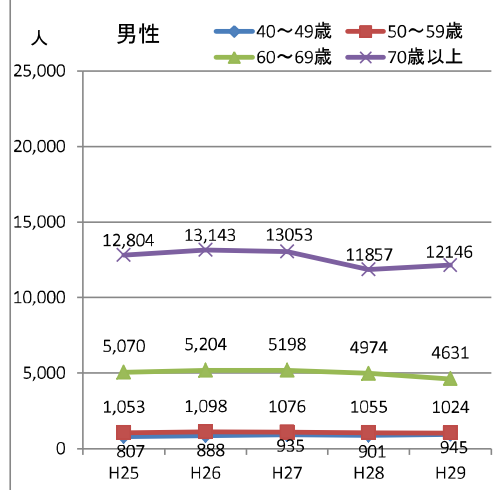
年代男女別受診者数年次推移

(H28年度から50歳以上隔年実施に変更)



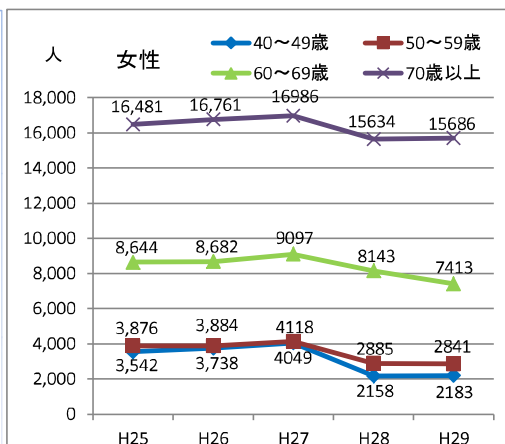
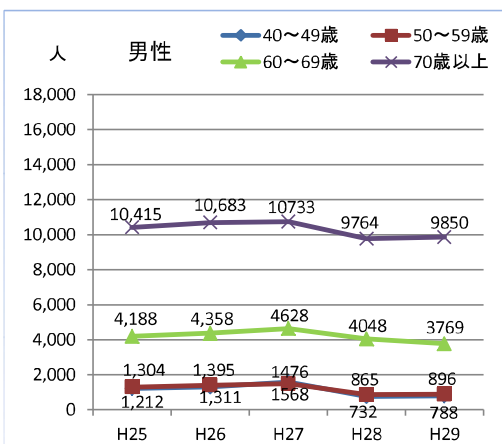
## ●肺がん検診

年代男女別受診者数年次推移



## ●大腸がん検診

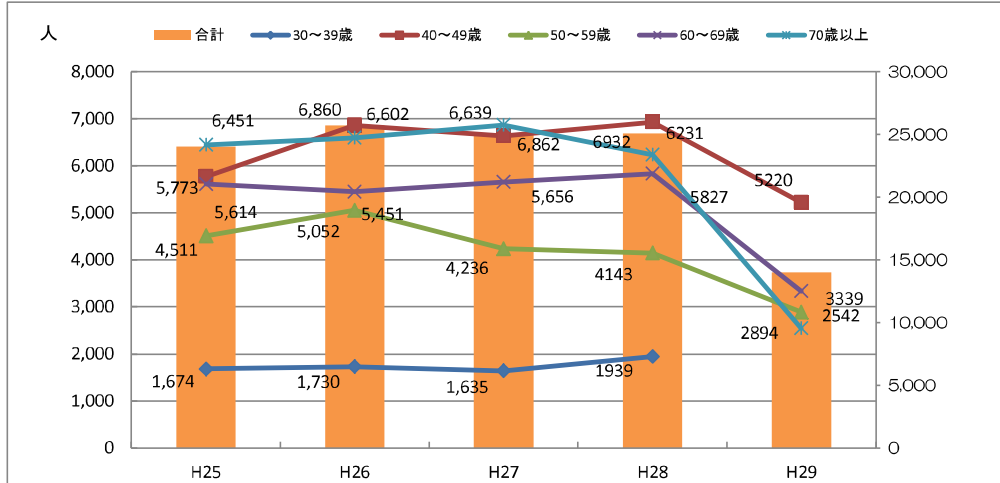
年代男女別受診者数年次推移



### ●乳がん検診

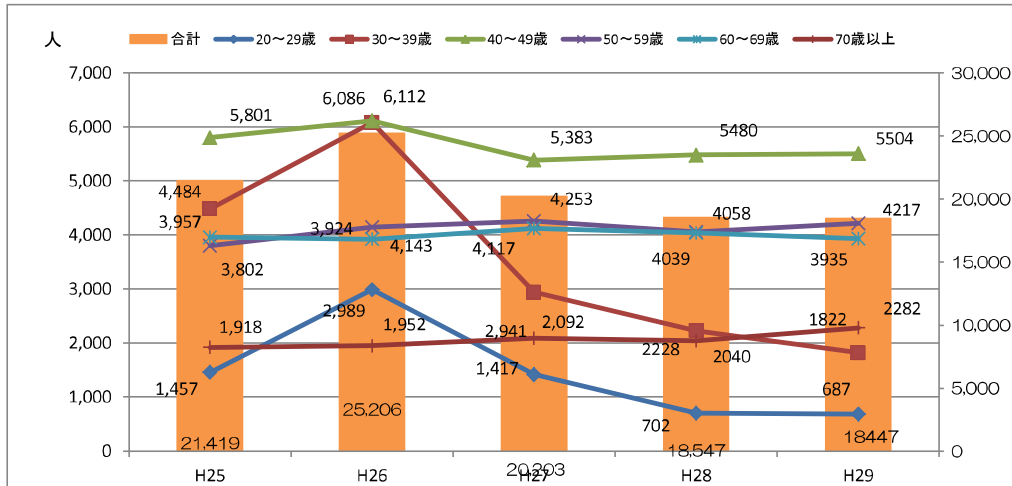
年代別受診者数年次推移

(H29年度から40歳以上マンモ併用隔年実施に変更)



### ●子宮がん検診

年代別受診者数年次推移



# がん検診・精密検査のまとめ

平成29年度結果(平成30年4月末暫定値)

■胃がん検診

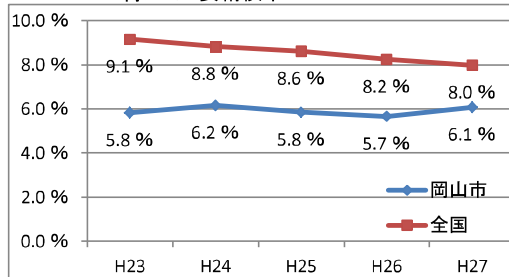
(平成29年度)

		全年齢				精度管理指標(50-74歳)			
		受診者数	要精検者数	精検受診者数	がんであった者	要精検率	精検受診率	がん発見率	陽性反応適中度
内視鏡検査	医療機関実施	4,602	578	460	14	12.2%	79.8%	0.28%	2.3%
	X線検査	8,809	509	309	8	6.1%	62.4%	0.07%	1.7%
	集団検診	1,955	482	364	1	21.8%	77.4%	0.00%	0.0%
合計		15,366	1,569	1,133	23	9.0%	73.1%	0.12%	3.4%
						許容値※	許容値※	許容値※	許容値※
						11%以下	70%以上	0.11%以上	1.0%以上

※許容値は厚生労働省「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書(平成20年3月)において示されたものです

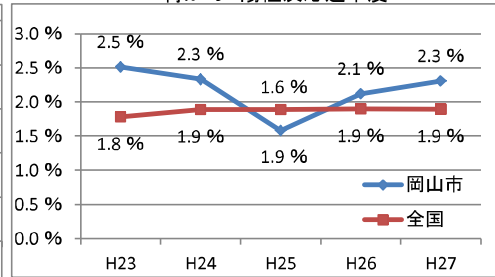
## 平成23~27年度 地域保健・健康増進事業報告

胃がん 要精検率



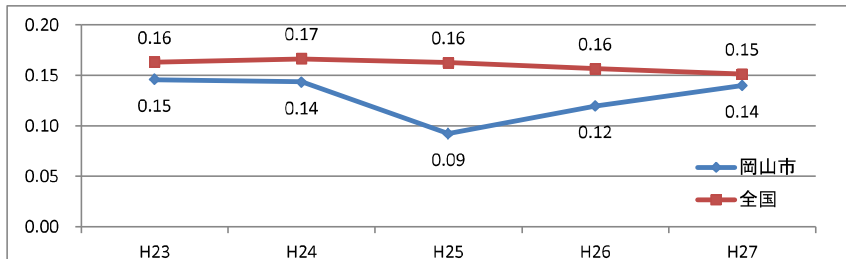
要精検率(%)=要精検者数/受診者数×100

胃がん 陽性反応適中度

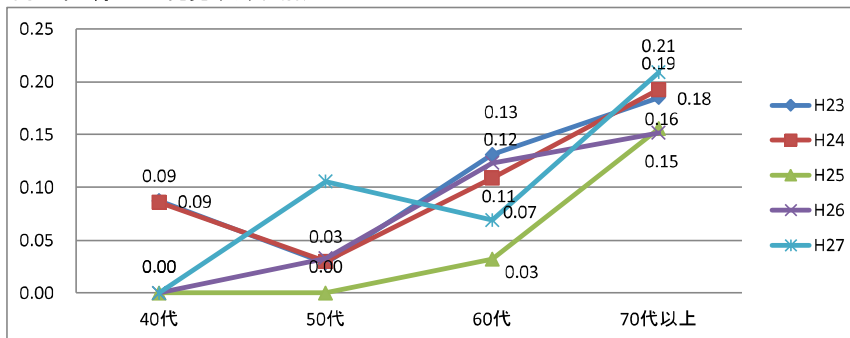


陽性反応適中度(%)=がんであった者/要精検者数×100

胃がん 発見率



岡山市 胃がん 発見率(年代別)



がん発見率(%)=がんであった者/受診者数×100

【精度管理プロセス指標の意味】

要精検率	検診において、精密検査の対象者が適切に絞られているかを測る指標
精検受診率	要精検者が実際に精密検査を受診したかを測る指標
がん発見率	その検診において適正な頻度でがんを発見できたかを測る指標
陽性反応適中度	その検診において効率よくがんが発見されたかを測る指標(検診の精度を測る指標)

平成29年度結果(平成30年4月末暫定値)

■肺がん検診

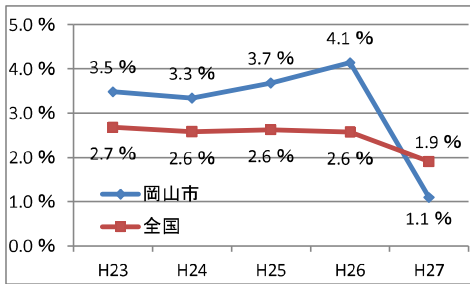
(平成29年度)

	全年齢				精度管理指標(40-74歳)			
	受診者数	要精検者数	精検受診者数	がんであった者	要精検率	精検受診率	がん発見率	陽性反応適中度
医療機関実施	44,134	1,462	958	21	2.7%	70.2%	0.03%	1.1%
集団検診	9,616	554	450	5	4.4%	81.0%	0.03%	0.6%
合計	53,750	2,016	1,408	26	3.1%	73.5%	0.03%	1.0%
					許容値※	許容値※	許容値※	許容値※
					3.0%以下	70%以上	0.03%以上	1.3%以上

※許容値は厚生労働省「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書(平成20年3月)において示されたものです

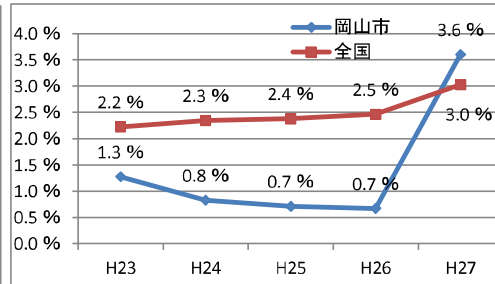
平成23～27年度 地域保健・健康増進事業報告

肺がん 要精検率



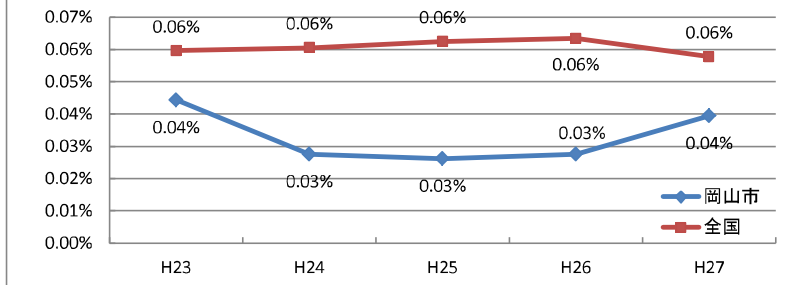
要精検率(%)=要精検者数/受診者数×100

肺がん 陽性反応適中度

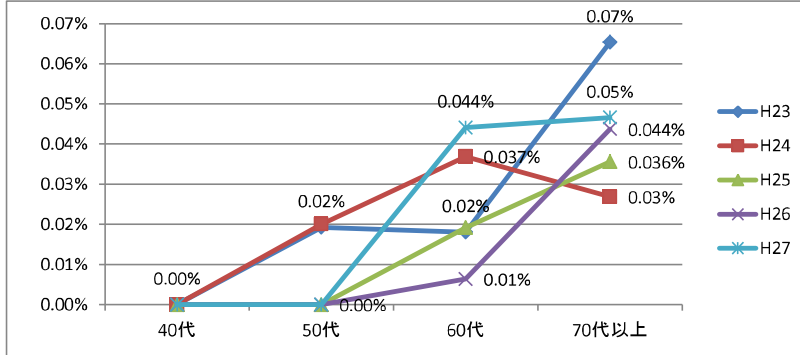


陽性反応適中度(%)=がんであった者/要精検者数×100

肺がん 発見率



岡山市 肺がん 発見率(年代別)



がん発見率(%)=がんであった者/受診者数×100



## 平成29年度結果(平成30年4月末暫定値)

### ■大腸がん検診

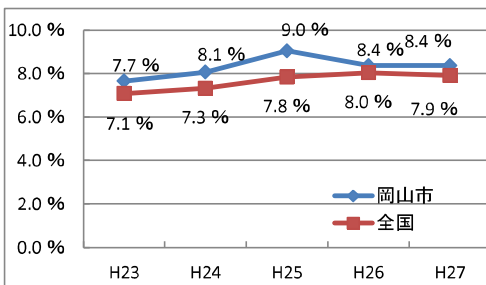
(平成29年度)

	全年齢				精度管理指標(40-74歳)			
	受診者数	要精検者数	精検受診者数	がんであった者	要精検率	精検受診率	がん発見率	陽性反応適中度
合計	43,426	3,466	1,966	59	7.0%	<b>66.9%</b>	0.14%	2.0%
					許容値※	許容値※	許容値※	許容値※
					7.0%以下	70%以上	0.13%以上	1.9%以上

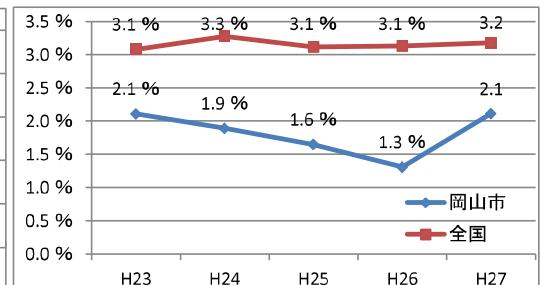
※許容値は厚生労働省「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書(平成20年3月)において示されたものです

## 平成23~27年度 地域保健・健康増進事業報告

大腸がん 要精検率



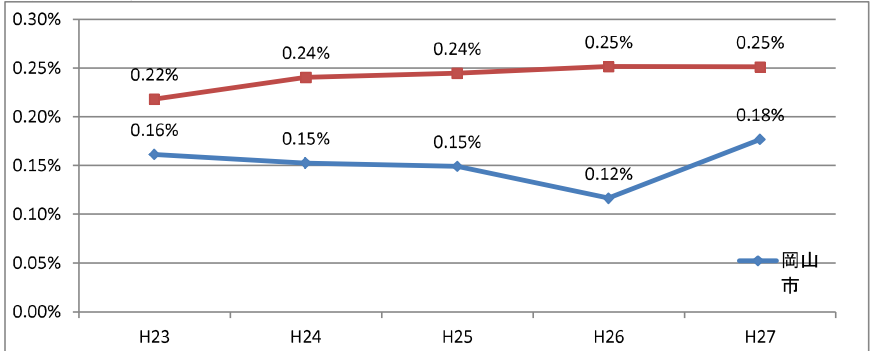
大腸がん 陽性反応適中度



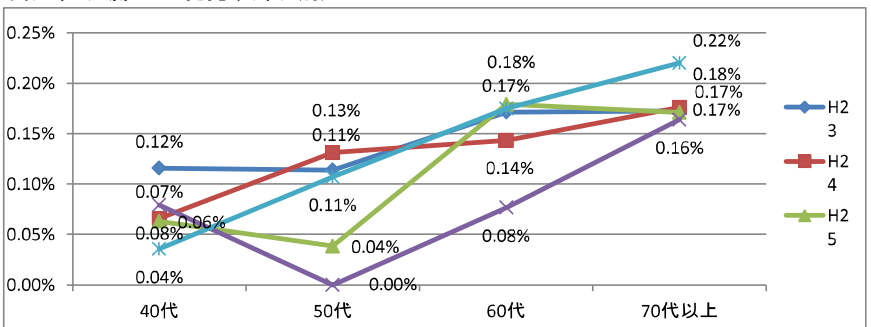
要精検率(%)=要精検者数/受診者数×100

陽性反応適中度(%)=がんであった者/要精検者数×100

大腸がん 発見率



岡山市 大腸がん 発見率(年代別)



がん発見率(%)=がんであった者/受診者数×100

平成29年度結果(平成30年4月末暫定値)

■乳がん(マンモグラフィ+視触診併用)

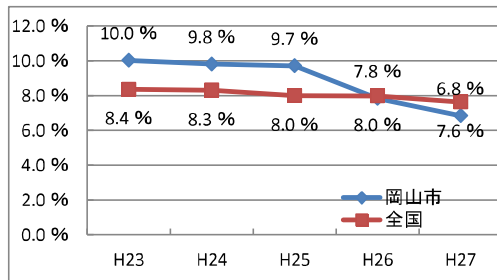
(平成29年度)

	全年齢				精度管理指標(40-74歳)			
	受診者数	要精検者数	精検受診者数	がんであった者	要精検率	精検受診率	がん発見率	陽性反応適中度
合計	13,995	1,084	918	55	7.8%	84.7%	0.38%	4.8%
					許容値※	許容値※	許容値※	許容値※
					11.0%以下	80%以上	0.23%以上	2.5%以上

※許容値は厚生労働省「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書(平成20年3月)において示されたものです

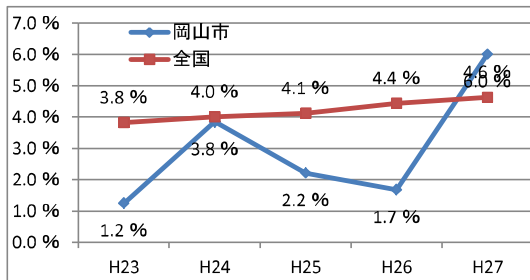
平成23~27年度 地域保健・健康増進事業報告

乳がん(マンモ併用) 要精検率



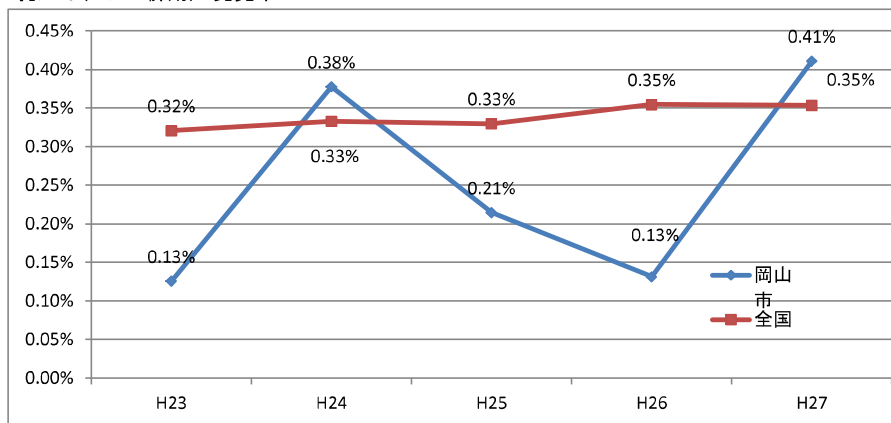
要精検率(%)=要精検者数/受診者数×100

乳がん(マンモ併用) 陽性反応適中度

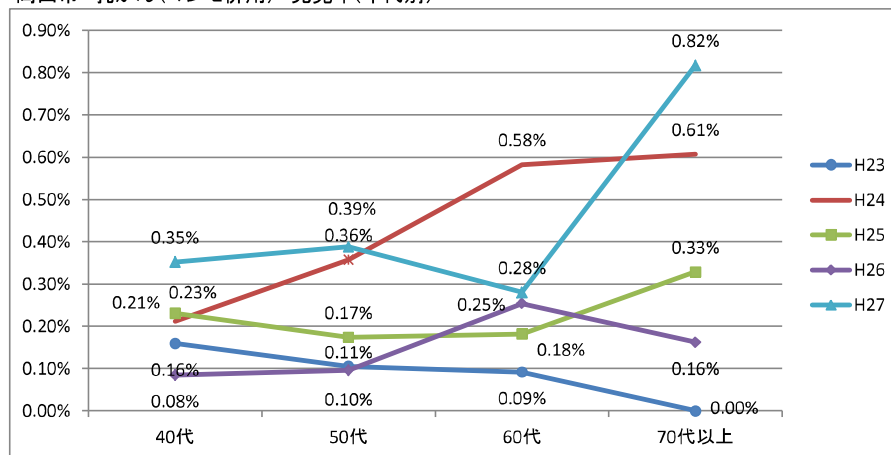


陽性反応適中度(%)=がんであった者/要精検者数×100

乳がん(マンモ併用) 発見率



岡山市 乳がん(マンモ併用) 発見率(年代別)



がん発見率(%)=がんであった者/受診者数×100

平成29年度結果(平成30年4月末暫定値)

■子宮頸部がん

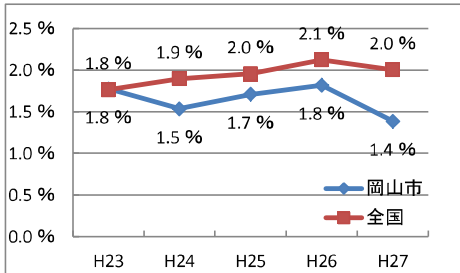
(平成29年度)

	全年齢				精度管理指標(20-74歳)			
	受診者数	要精検者数	精検受診者数	がんであった者	要精検率	精検受診率	がん発見率	陽性反応適中度
合計	18,447	216	135	3	1.2%	62.6%	0.02%	1.4%
					許容値※	許容値※	許容値※	許容値※
					1.4%以下	70%以上	0.05%以上	4.0%以上

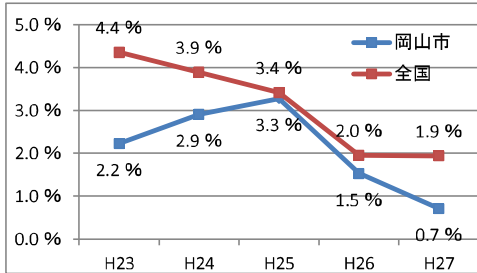
※許容値は厚生労働省「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書(平成20年3月)において示されたものです

平成23～27年度 地域保健・健康増進事業報告

子宮がん 要精検率



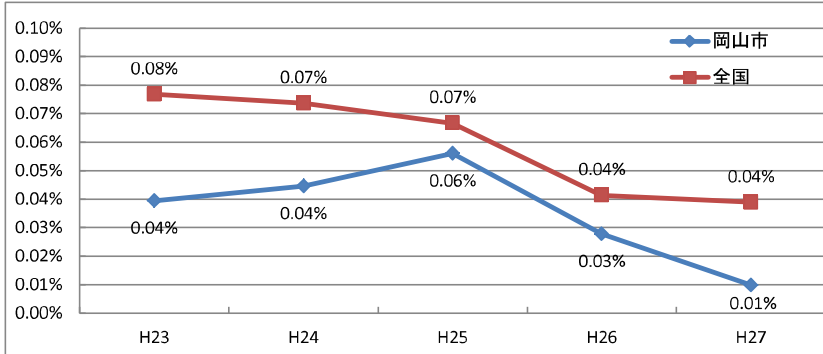
子宮がん 陽性反応適中度



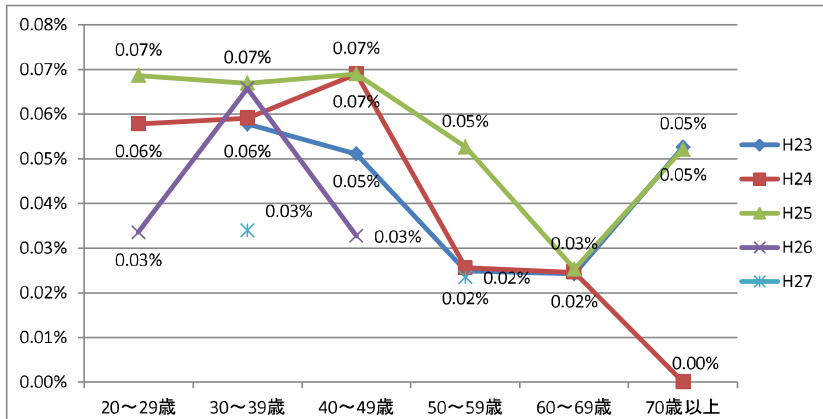
要精検率(%)=要精検者数/受診者数×100

陽性反応適中度(%)=がんであった者/要精検者数×100

子宮がん 発見率



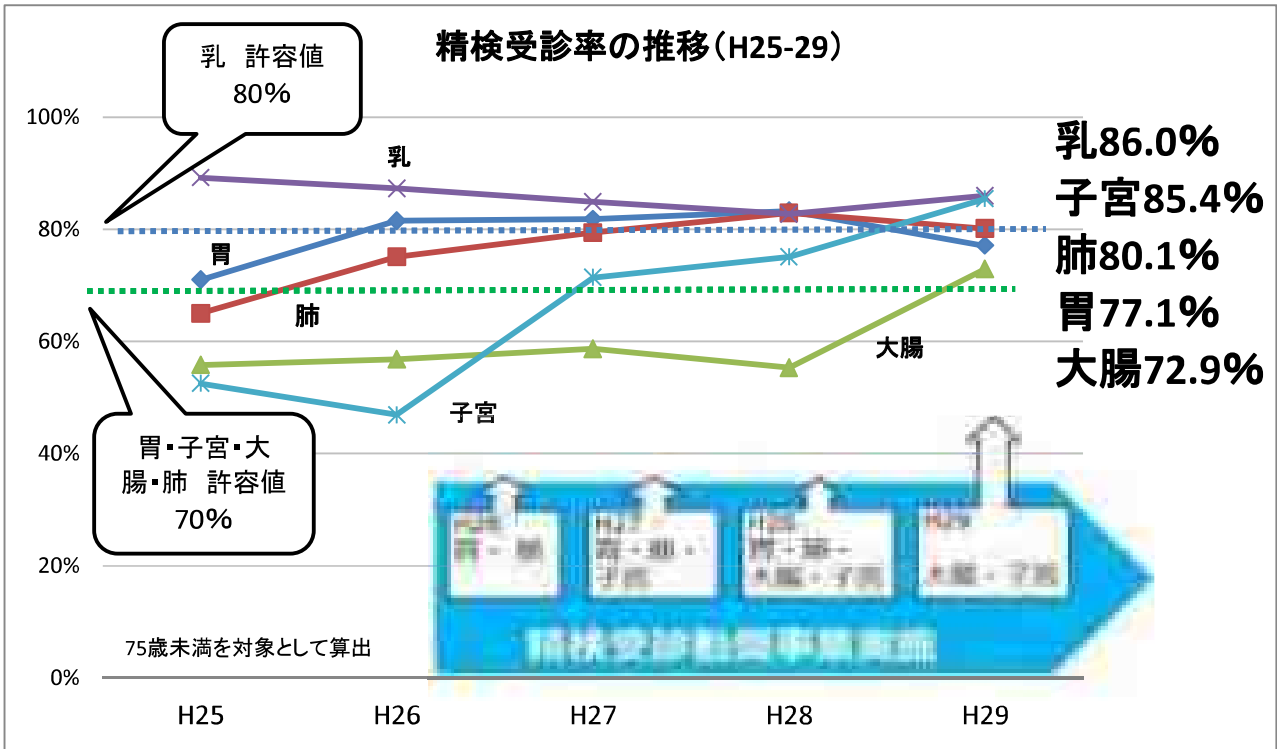
子宮がん発見率(年代別)



がん発見率(%)=がんであった者/受診者数×100

# 精検受診率の推移 (H24-29)

※H29精検受診率はH30年12月末暫定値



## 平成29年度 精度管理事業の概要

＜平成29年度がん検診精検受診勧奨事業 結果＞

	大腸がん検診	子宮頸がん検診	精度管理指標の個別実行
対象者	要精検者(75歳未満)のうち精検結果未把握者	精検結果未把握者の一次検診を実施した医療機関	H27年度岡山市がん検診実施医療機関
内容	要精検受診文と要精検結果報告書、大腸内視鏡に関するリーフレットを送付	一次検診機関で精検実施している場合の精検結果通知書の提出を依頼	精検受診率・要精検率などの精度管理指標の医療機関別結果
件数	1229名	26医療機関(78名分)	366医療機関



精検受診勧奨によりH30年12月末暫定値では72.9%にアップしました！

### 平成30年度

大腸がん検診要精検者の精検受診率増加をめざした取り組みを実施中。  
子宮がん検診については、昨年度と同様に、一次検診機関に精検結果の問い合わせを実施予定。

## 平成 30 年度の取り組み：早期発見の推進

## ＜がん検診受診率向上＞

- 1 健康手帳を申請不要にし、受診しやすい環境づくりを推進
- 2 「けんしんガイド」に併せて、ソーシャルマーケティング効果が実証された国立がん研究センター推奨の「五がん検診パンフレット」を全世帯に配布
- 3 乳がん、肺がん検診のワンコイン（500 円）検診の実施
- 4 重点地区での女性がん（乳がん・子宮がん）集団検診の実施
  - ・実施会場数：13 か所
  - ・乳がん検診受診数：653 人
  - ・子宮がん検診受診数：613 人
- 5 がん検診無料クーポン券（乳・子宮がん検診）の送付・・・国庫補助事業
  - ・子宮がん検診：今年度 21 歳になる女性 3,768 人
  - ・乳がん検診：今年度 41 歳になる女性 4,914 人
- 6 コール・リコール（勧奨・再勧奨）の対象者の拡大及び勧奨資材の見直し
  - ・乳がん検診無料クーポン券の未利用者への再勧奨：4,612 人  
国立がん研究センター推奨の乳がん検診勧奨圧着ハガキを使用。  
国立がん研究センターが勧奨ハガキを使ってテレビ番組と連動企画も実施した。
  - ・乳がん検診未受診者（44 歳、50 歳、60 歳）への勧奨：14,732 人  
国立がん研究センターが推奨している乳がん検診勧奨圧着ハガキを使用。
  - ・肺がん検診未受診者（66 歳男性）への勧奨：3,756 人
  - ・子宮がん検診無料クーポン券の未利用者への再勧奨：3,039 人
- 7 市民（愛育委員会等）との協働による啓発活動
  - ・「けんしんガイド」の全戸配布
  - ・乳・子宮がん検診受診勧奨チラシの全戸回覧
  - ・「もう、けんしんは受けられましたか」の全戸回覧
  - ・健康イベント、地域行事等に合わせて受診勧奨のパネル展示や声かけ活動
  - ・乳・子宮がん検診、結核・肺がん検診、胃がん検診について集団検診の実施
  - ・健康教育の実施
- 8 企業との協働による啓発活動
  - ・「がん検診受診率向上プロジェクト協定締結企業グループ」（7 社）  
おかやま信用金庫、アフラック、東京海上日動火災保険株式会社、  
日本生命保険相互会社、フコク生命、三井住友海上あいおい生命、第一生命
  - ・がん検診受診勧奨チラシの作成・配布  
企業側が 3 万部印刷。うち、保健所に 8 千部提供あり。

企業側は、職員や顧客へチラシを配布し、がん検診の受診勧奨を行っている。

- ・「がんを知る展」パネル展を協働実施

今年度は、イオンモール岡山未来スクエアにて「保健所フェスタ」において実施。

#### 9 国際ソロプチミスト岡山との連携による乳がん検診受診啓発活動

- ・岡山市乳がん検診受診勧奨リーフレット「乳がん検診のすすめ」の作成
  - ・岡輝公民館会場で無料マンモグラフィ検診の実施
- 国際ソロプチミスト岡山が健康づくり財団に委託し、集団検診を実施。

#### 10 協会けんぽとの連携によるセット検診

- ・協会けんぽ被扶養者及び国保特定健診未受診者を対象に特定健診と集団検診の実施
- 集団検診内容：乳がん検診（8会場）、肝炎ウイルス検査（新規16会場）

#### 11 広報活動

- ・ラジオ（レディオ・モモ）
- ・広報誌（市民のひろばおかやま）
- ・新聞、雑誌等への啓発記事の掲載
- ・市庁舎への懸垂幕掲示等における普及啓発活動
- ・岡山市版チラシ「受けなきゃ損！がん検診」の作成など

#### <がん精密検査受診勧奨>

- ・大腸がん検診：精密検査の個別受診勧奨通知や受診結果の把握
- ・子宮がん検診：精検結果報告書の未把握について一次医療機関に通知

#### <がん検診の精度管理向上>

- ・精検依頼書（結果報告書）の提出依頼（年3回）  
検診実施医療機関へ精検依頼書の発行や精検結果報告書の提出を依頼する通知を送付。
- ・精度管理指標の送付  
平成28年度一次検診実施医療機関へ、医療機関ごとの受診者数、精検受診者数、精度管理指標の結果（要精検率・精検受診率・がん発見率・陽性反応適中度）等を集計し、送付する。

## 平成 31 年度の取り組み：早期発見の推進

### <がん検診受診率向上>

がん検診の受診率向上に向けて、以下の取組を実施する。

#### <受診行動に影響を与える 3 大要因>

#### 1 意識の向上    2 障害の除去    3 きっかけの提供

出典：国立がん研究センター保健社会学研究部内

「ソーシャルマーケティングを活用したがん検診受診率向上プロジェクト」事務局

#### 1 意識の向上：疾病や検診の意義に対する理解を深めるサポート

- (1) 「けんしんガイド」に併せて、「五がん検診パンフレット」（国立がん研究センターが作成し、ソーシャルマーケティング効果があると実証）を配布
- (2) 国保特定健診受診券に、がん検診の同時受診を情報提供

#### 2 障害の除去：費用やアクセスなど受診環境を整える

- (1) ワンコイン検診（肺がん検診・乳がん検診）の啓発  
国保特定健診対象者へ特定健診自己負担額 500 円になったことで、セット受診を勧奨
- (2) 乳がん・子宮がん集団検診会場の見直し  
各中学校区の受診状況から重点地区を選出し、検診実施医療機関の少ない地域に会場を選定

#### 3 きっかけの提供：適切なメッセージによる受診勧奨

- (1) 「五がん検診パンフレット」を全世帯に配布
- (2) コール・リコール（勧奨・再勧奨）
  - ・クーポン未利用者（子宮がん：21 歳女性・乳がん：41 歳女性）
  - ・乳がん検診未受診者（44 歳・50 歳・60 歳女性）
  - ・肺がん検診未受診者（66 歳男性）
- (3) 乳がん視触診検診受診者のうちマンモグラフィ併用検診未受診者に対し、必要性を示した資料を送付

### <がん精密検査受診勧奨>

精密検診未受診者へ個別受診勧奨

### <がん検診の精度管理向上>

一次検診実施医療機関へ精度管理指標の個別結果送付  
医療機関へ精密検診依頼書・結果通知の提出依頼

## ○ 「がんに関する教育」について

## &lt;目的&gt;

現在、日本人の2人に1人が、がんになり、3人に1人ががんで亡くなると言われている。がんは、日常生活と密接に関係する疾患であり、がんを予防するためには、生活習慣を形づくる時の教育が大変に重要である、このことから、ある程度理解力が備わり、また喫煙習慣や生活リズムの変化をきたしやすい中高生を対象とし、がんの理解と予防に関する知識を深めていくことを目的として、がんに関する教育を推進していく。

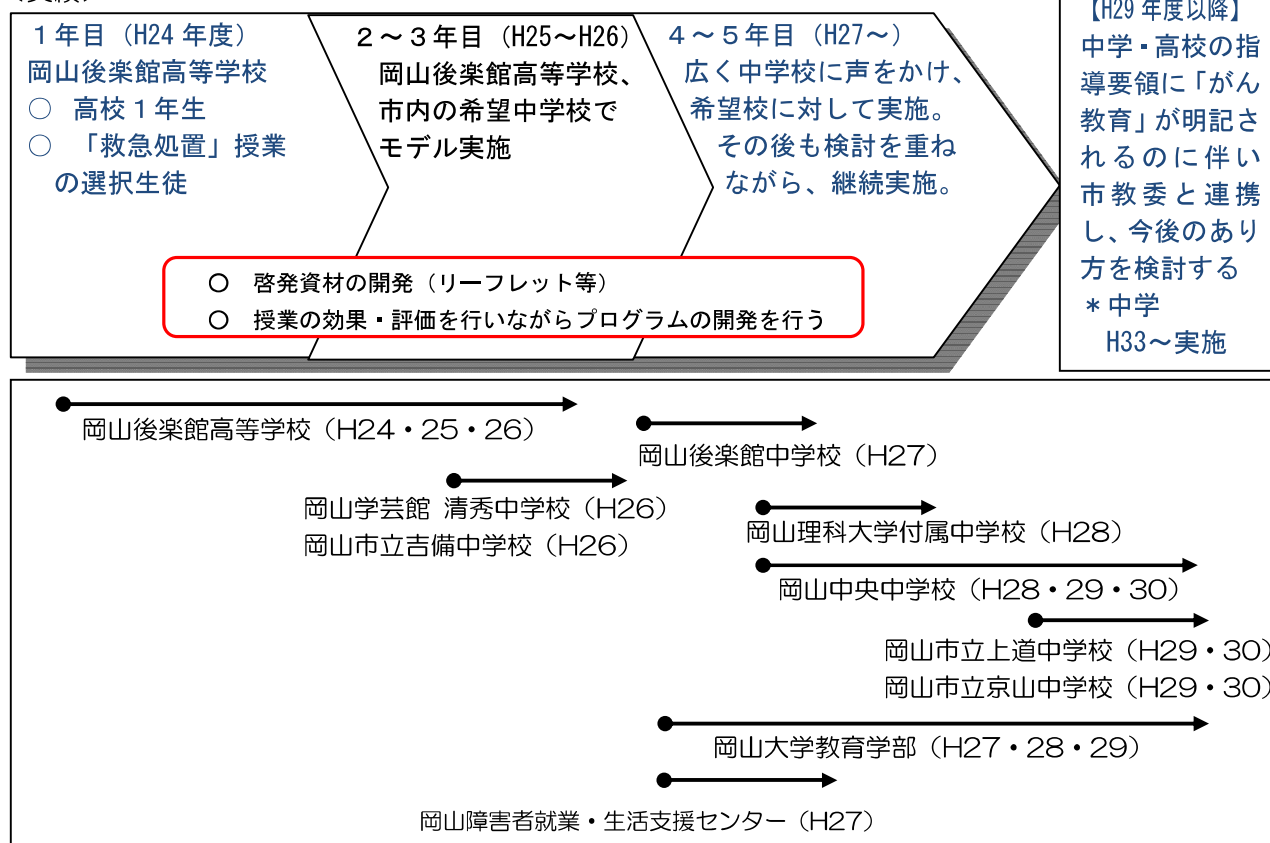
## &lt;ねらい&gt;

健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つように教育する。

## &lt;方法&gt;

- 1 モデル校・実施希望校におけるがん教育の実施（H24年度～）
- 2 教育啓発資材の開発 ⇒ リーフレットの作成・使用（平成26年3月末初版発行）
  - ・中学生や高校生にもわかり易い啓発資材を作成し、効果的ながんに関する教育を行う。

## &lt;実績&gt;



## 3 授業内容

- 講師による講話：医師、保健師、栄養士等、がん患者、MSW等
- リーフレット：『知って欲しい「がん」のこと』…平成30年3月改定
- 授業時間：50分内容（がんに関する知識の講話中心）と100分内容（知識及びがん患者からの講話）の2通りのプログラム